

(答申第106号)

(答申第107号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った、2件の公文書部分公開決定は、いずれも妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の2件の公開請求を行った。

(1) 平成23年11月7日付け請求（以下「請求1」という。）

立会明細書兼報償費領収証書（公共広域基幹河川改修事業における立会に関するもの）。

(2) 平成23年12月8日付け請求（以下「請求2」という。）

①立会依頼文書（平成12年8月9日付け、公共河川改修事業）

②境界立会名簿（広域基幹河川改修事業）

③土地境界立会確認書

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、請求1の文書については、対象公文書中「個人の住所、印影、立会の有無」の箇所を条例第6条第1号に該当する（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる）として非公開とし、その他の部分については公開することとする公文書部分公開決定（以下「本件処分1」という。）を行い、平成23年11月14日付け岐土第144号の3により異議申立人に通知した。

また、請求2の文書②③についても、対象公文書中「個人の住所、印影、立会の有無、生活状況に関する情報」の箇所を条例第6条第1号に該当する（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる）として非公開とし、その他の部分については公開することとする公文書部分公開決定（以下「本件処分2」という。）を行い、平成23年12月14日付け岐土第144号の4により異議申立人に通知した。

なお、請求2の文書①については全部公開の決定を行い、文書②③に係る決定と同日付けで異議申立人に通知している。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分1を不服として平成23年12月21日付けで、本件処分2（うち文書③についての部分公開）を不服として平成24年2月10日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対してそれぞれ異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての審理の併合

異議申立人は、2件の異議申立てを提起しているが、そのいずれもが、特定の土地境界確認に関する公文書を対象とした請求につき実施機関が行った公文書部分公開決定に対して、同様の理由でなされたものであるため、審査会ではこれら2件の異議申立てを併合して審理した。

## 第4 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分1及び2を取り消すとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が審査請求書において主張する異議申立の理由は、おおむね次のとおりである。

- ・ 請求1に係る対象公文書については、異議申立人が請求1に先立って同一の文書を県土木事務所からの任意提供により入手していた（文書中に記載された異議申立人に係る情報は全て公開され、それ以外の者の個人情報全ては非公開とされた）ところ、改めて行った請求1に対する本件処分1により部分公開された文書は、先に任意提供された文書で非公開とされた箇所とは異なる箇所（異議申立人も含めた一部の個人の住所、印影、立会の有無）が非公開とされている。
- ・ 請求1に係る対象公文書は、異議申立人は公開決定を受けるまで見たことも署名押印したこともない文書であり、県土木事務所に捏造されたものである。
- ・ 請求2のうち③の対象公文書は、異議申立人の所有地の隣接地に関する土地境界立会確認書であるが、隣地の所有者は隣人ではなく、隣人のことであれば既に異議申立人が知っている情報であるから、公開されるべきである。

## 第5 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

### 1 本件処分1について

- ・ 請求1の対象公文書は、県が公共広域河川改修事業における土地取得にあたり行った土地測量に際して、境界確認における立会人に対して支給した報奨金の支給明細書兼領収証書である。
- ・ 当該公文書は、立会人による押印箇所以外は、県が作成した文書である。  
異議申立人は、自ら押印しているはずであり、文書は適正に作成されているもの。  
なお、対象公文書中には、異議申立人を含め合計5名の者に係る情報が記載されているが、異議申立人を除く4名の者については、同一の河川改修事業における異議申立人の所有地とは離れた場所にある、また別の土地の関係者である。  
この文書には、同一の事業に関して同一の日に立会いをした者につき、土地の所在する場所に関係なく、集約して記載してあるものである。
- ・ 本件処分1では、異議申立人本人に関する情報も含め、一部個人の住所（登記簿住所と現住所が一致している者は除く）、印影及び立会の有無の箇所については、特定の個人が識別できる情報であり条例第6条第1号に該当するため、非公開としたもの。  
なお、個人の氏名及び一部の住所については、不動産登記法第119条の規定により誰もが入手可能な登記記録と一致しており、法令等の規定により公にされている情報と認められるため、条例第6条第1号ただし書きイに該当するものとして公開している。
- ・ 結果として、対象公文書は、異議申立人が請求1よりも以前に県土木事務所から任意提供された文書とは非公開となった箇所が異なることから、異議申立人は異議を申し立てていると考えられる。
- ・ しかしながら、条例は何人に対しても請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から自分自身に関する情報の公開請求があった場合であっても、それが特定の

個人を識別することができる情報であれば原則として非公開となるものであるため、異議申立人の主張は失当である。

## 2 本件処分2について

- ・ 請求2のうち③の対象公文書は、県が公共広域河川改修事業における土地取得にあたり行った土地測量に際して、異議申立人の所有地の隣接地での境界確認における立会者から受領した土地境界立会確認書である。
- ・ 本件処分2では、個人の印影及び立会の有無が確認できる箇所については、特定の個人が識別できる情報であり条例第6条第1号に該当するため、非公開としたもの。
- ・ 異議申立人は、非公開箇所には異議申立人の隣人の情報が記載されていると考え、自身の知己である隣人の情報は条例第6条第1号に該当しないと主張している。
- ・ しかしながら、条例は何人に対しても請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、仮に非公開とした情報が請求者の知り得る情報であったとしても、それが特定の個人を識別することができる情報であれば原則として非公開となるものであるため、異議申立人の主張は失当である。

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件公開請求の趣旨等について

本件異議申立人は、県が公共広域河川改修事業における土地取得にあたり行った土地測量の結果、自己所有地と隣接地との境界が、異議申立人と隣接地権者の当事者間では本来認識されていたはずの位置とは異なる位置にあることを問題としている。

本件請求1及び2に係る土地の境界確認がなされた際、異議申立人は、現地での立会いを県の担当職員とのみ行っており、隣接地権者とは一緒に立会いをしていなかったもの。

そのため、異議申立人は、自己所有地と隣接地の境界確認において、自身と県の担当職員以外に誰が、当事者間では認識されていたはずの土地境界とは異なる境界を確認したのかを知り、ひいては県に当該土地測量の結果を是正させたいとの意図で、請求1及び2と、これらに対する本件処分1及び2についての異議申立てを行ったものであることが、口頭意見陳述により確認された。

しかしながら、当審査会は、情報公開請求に対する決定への不服申立てについて調査審議する諮問機関であって、当該公開請求の原因となった事由について解決をする機関ではないため、以下、本件処分1及び2についての判断を下すものである。

### 2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、請求1及び2に対し実施機関が条例第6条第1号に基づき行った公文書の部分公開決定は不当である旨主張しているため、当審査会は本件諮問事案について条例第6条第1号への該当性等を審査した結果、次のように判断する。

#### (1) 請求1について

実施機関は、対象公文書中、立会人のうち一部の者の住所、立会人の立会証明として押下された個人の印影、立会人の報償金の受取り証明として押下された個人の印影について、非公開としている。

これらの点について当審査会で検討した結果、そのいずれもが、特定の個人を識別できる情報であり、実施機関が非公開とした情報は条例第6条第1号に該当するものと認められる。

また、立会人の氏名及び一部の立会人の住所については、本来ならば個人情報に該当するところであるが、当該公共広域河川改修事業における対象地は当該事業において作成され随時公開されうる土地丈量図によって確認可能であるところ、それらの土地情報は土地登記簿により確認可能であって、土地登記簿上には所有権者等の氏名及び住所の記載がある。このような、法令等により何人でも閲覧等を行うことができる定められている公簿その他の資料に記録されている情報は、条例第6条第1号ただし書きイの「法令及び条例の定めるところにより公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、公開の対象となるものである。

よって、異議申立人が請求1に先立ち任意提供された文書と、本件処分1により部分公開された文書とで、非公開とされた箇所に差異があるとしても、その点を以て当該処分が違法であることにはならない。

### (2) 請求2について

実施機関は、対象公文書中、立会いをした者の印影、住所、氏名、連絡先及び本人による立会いの有無について、非公開としている。

これらの点について当審査会で検討した結果、そのいずれもが、特定の個人を識別できる情報であり、実施機関が非公開とした情報は条例第6条第1号に該当するものと認められる。

なお、異議申立人は、非公開とされた内容が自身の知る隣人に係る内容であれば、それを非公開とする理由は無いと主張するものの、条例は何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、請求者が誰であるか、又は請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうか等の個別事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

## 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、この結論に影響を及ぼすものではないが、当審査会の意見として、実施機関にあっては本件のような公共事業等に係る土地境界立会い等に際しては、関係者へのより一層の適切な配慮等が望まれる旨、附記するものである。

## 第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成24年1月10日	・平成23年12月21日付け異議申立について、実施機関から諮問を受けた。
平成24年1月24日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成24年1月31日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成24年2月20日	・異議申立人から意見書を受領した。
平成24年2月22日	・平成24年2月10日付け異議申立について、実施機関から諮問を受けた。
平成24年3月12日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成24年3月14日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成24年4月3日	・異議申立人から意見書を受領した。
平成24年4月18日 (第106回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成24年5月23日 (第107回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成24年6月14日 (第108回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・実施機関及び異議申立人から口頭意見陳述を受けた。
平成24年8月2日 (第109回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)